

【JACDS 事務連絡No.19171】

2020（令和2）年3月10日

日本チェーンドラッグストア協会

会員企業様 各位

日本チェーンドラッグストア協会

事務総長補佐 田中浩幸

新型コロナウイルス対応

ドラッグストアが継続的に事業を続けるためのBCP（事業継続計画）策定について

いつもお世話さまでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、ドラッグストアは、社会的に機能維持し、事業継続を要請される状況にあります。しかしながら、今後想定されるパンデミック（世界的感染流行）下においては、従業員への感染、交通機関のまひ等による営業継続の困難な状況も想定する必要があります。

営業が不可能になり商品供給が停止した場合、更なる感染被害拡大が危惧され、二次的、三次的な社会機能のまひが広がる可能性も否定できません。そのような事態を防ぐために、協会加盟各社におかれましては、大流行を想定した行動計画の作成をぜひご検討ください。すでに事務連絡 No. 19161（2月28日発信）、同 No. 19166（3月4日発信）を通じて、感染拡大防止、および従業員の勤務環境維持対策等について協会としてのメッセージを発信しております。それらをお含みおきの上で、以下大流行を想定した事業継続対策について、ご準備くださいますようお願い申し上げます。

尚、本ドラッグストアにおけるBCP策定については、感染症等の流行を想定した厚生労働省「業務継続ガイドライン」を参考に抜粋・要約のうえ作成しております。

■BCP策定

1) 策定の主なポイント

①事業継続方針の立案

感染症発生時における事業継続の基本的な方針を立案する。

- i. 感染予防対策、業務の縮小・休止などの対策を講じ、大流行を防止する。
- ii. 重要業務のみ継続し、人的・物的資源を重要業務に集中させる。

②休日扱いについて

感染が疑われる場合は自宅待機を原則とするが、休日扱いの体制について決定する。

- i. 有休として取り扱う。
- ii. 特別休暇として取り扱う。

iii. その他、会社内の規定に基づく休日とする。

③最悪の状態を想定して計画する

感染が拡大した場合、営業の一時的休止など、最悪の状態を想定した事前計画をたてる。

- i. 会社レベルで、人員配置の計画を策定する。
- ii. どの段階で営業の縮小・休止するかを想定しておく。
- iii. 経営、指示系統が混乱しないよう、事前に行動計画を策定しておく。

④事業影響分析と重要業務の特定

- i. 感染症発生時の影響を分析し、重要業務を特定する。
- ii. 店舗に対する需要の増減と、従業員の感染による事業継続への影響を分析する。
 - ・ドラッグストアにおいて医薬品、衛生用品等の供給・販売は、国民生活の維持のために重要であり、需要は大幅に増加することが想定される。
 - ・状況に応じて市町村、保健所との間で連絡を取り合い、対応策を検討する。
- iii. 営業を続けるために必要な基盤的な業務を特定する。
 - ・人事、施設管理、システム管理等

⑤重要な要素・資源の確保

重要業務の継続のために必要な要素・資源を洗い出し、予め確保するための方策を講じる。

- i. 従業員の出勤困難・不可能の事態に備え、代替案を準備する。
 - ・学校や幼稚園・保育所の閉鎖により、共働きの世帯等では出勤が困難になる。
 - ・大流行時には、多くの従業員が長期間欠勤することもある。
 - ・サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引事業者）を確保し、感染症発生時の業務継続についてあらかじめ調整しておく。
 - ・発生時の相互支援、調達困難な商品の備蓄増などの措置を行う。
 - ・法律上の問題が発生しないかどうかを確認する。
 - ・感染症の影響による営業停止等が取引先との約款に抵触しないか確認・協議する。
 - ・感染症影響での従業員不足が労働時間増加を招き労基法等に抵触しないか等。
 - ・従業員の安心を確保するとともに、社会的信用を保つための対内的・対外的なコミュニケーションについて検討。
 - ・従業員、取引先、顧客等への周知・広報体制の検討

④人員計画の立案

従業員本人の罹患や家族の罹患による看病等で欠勤した場合に備え、補助要員を含む業務運営体制について対策を講じる。

- i. 感染予防・感染拡大の防止に努める。

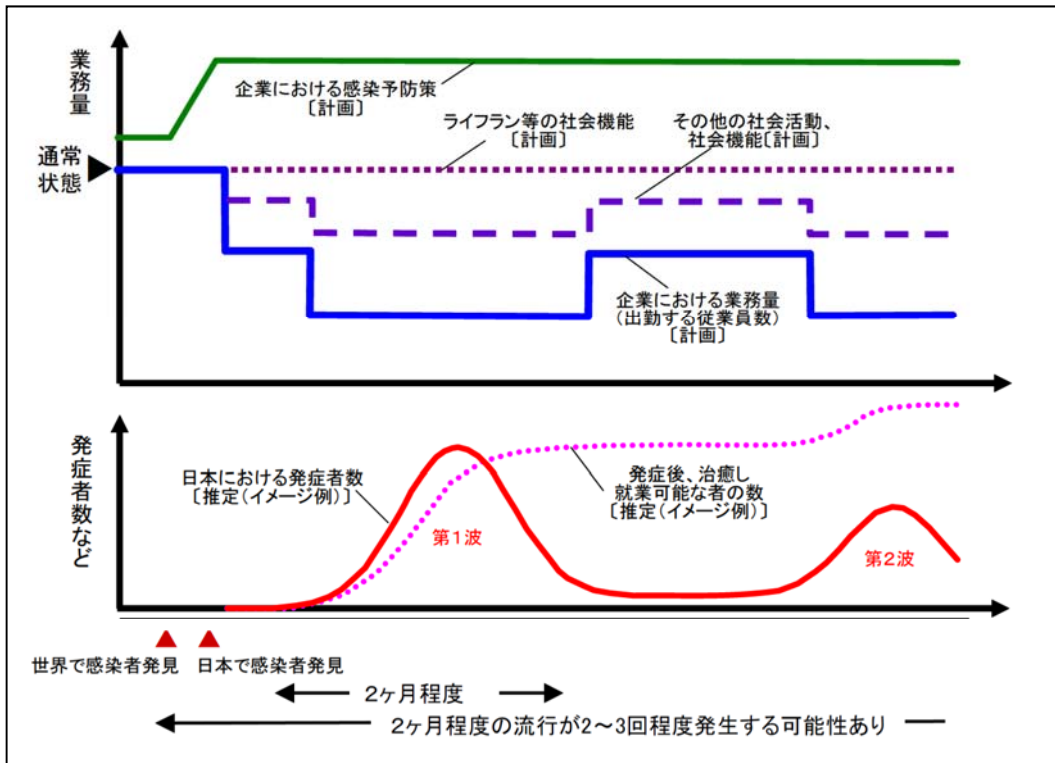
- ・在宅勤務、職場での宿直等で感染予防に努める。
 - ・時差出勤、満員電車・バス等を避けた出勤で感染予防に努める。
 - ・出張や会議などの中止で感染予防に努める。
 - ・従業員の体温測定・問診等で、職場での感染を防止する。
 - ・接触距離を保つため、机やいすの配置替えや就業時間をずらすなどする。
 - ・マスクの着用、手洗いの励行、職場の清掃・消毒。
 - ・欠勤者が出た場合は、班交代制（スプリットチーム制）などが考えられる。
 - ・罹患していない従業員をチームごとに計画的に自宅待機させ、就業中の従業員から感染者が出たら、待機していたチームと入れ替える、など。
 - ・継続されるべき重要業務を代替するため、他の従業員への教育を普段から実施する。
- ii. 経営者、代表等が感染した場合の代行者、指示系統を確保しておく。
- ・意思決定者が感染した場合の代替意思決定システムの検討。
 - ・各店舗の判断が必要になるため、本部との連携を確認しておく。
 - ・休業等の方針や意思決定の方法等を検討。
- iii. 発生時における情報収集体制の整備。
- iv. 迅速に行動できるように連絡体制を整備する。
- ・本部との連絡、店舗間の連絡、従業員への連絡等。

2) 従業員の教育と訓練

- ①従業員に対し、感染症に対する正しい知識の周知に努める。
- ・感染症の基礎知識、職場や家庭で実践できる感染予防策の周知
 - ・インフルエンザの症状がある場合、無理に出勤すれば、出勤途中や職場において、感染被害拡大のリスクを高めてしまう。症状がある場合は家で自宅療養するというルールを浸透させる。
- ②感染症発生に備えた事業継続計画の周知に努める。
- ・人員計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を行っておく。
 - ・複数の重要業務をこなせるようにしておく（クロストレーニング）。
 - ・在宅勤務の検討（通勤による感染リスクの軽減、子供の面倒をみたり、家族の発症による欠勤の際に有効）

次の図は、パンデミック時の企業において就業可能な者、業務量等のイメージ。早い段階で感染予防策を講じること、欠勤者数が増加する前に計画的に業務量を減少させることが重要。

図) 感染症発生時の感染予防策、事業継続の時系列イメージ



3) 策定したBCP点検・是正

- ・ 監督官庁や保健所等との相談、取引先との協議等を踏まえ随時見直しを行う。
- ・ 想定通りに事態が進展するとは限らない。国等が提供する情報等を適宜入手し、必要に応じて行動計画を見直し、的確な行動をとれるようにしておく。

以上